

茨城北農業共済事務組合の令和3年度決算の認定について

茨城北農業共済事務組合が令和4年3月31日限りで解散したことに
伴い、令和3年度茨城北農業共済事務組合農業共済事業会計決算につい
て、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、認定に付するものとする。

令和4年9月1日提出

日立市長 小川春樹

参 考

1 地方自治法抜粋

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、……市……の加入するもの……にあつては市に関する規定……を準用する。

2 地方自治法施行令抜粋

第5条 ー略ー

2 ……消滅した普通地方公共団体の収支は、消滅の日をもって打ち切り、当該普通地方公共団体の長……であった者が決算する。

3 前項の規定による決算は、事務を承継した各普通地方公共団体の長において監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

4～6 ー略ー